

2027年国際園芸博覧会「クラフト館・A」イベント出展 募集要項

GREEN×EXPO 協会（正式名称：公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会、会長：筒井義信、所在地：横浜市中区）は、クラフトビレッジに位置する体験施設「クラフト館」において、日本の暮らしに関する技術・文化（以下「技術等」という。）、特に「食」を中心としたワークショップ等の体験型イベント企画を募集します。

2027年国際園芸博覧会（以下、「本博覧会」という。）は、地球環境の限界（プラネタリー・バウンダリー）を意識し、生物多様性の保全（ネイチャーポジティブ）、脱炭素（カーボンニュートラル）、循環型経済（サーキュラーエコノミー）等を推進することで、「幸せを創る明日の風景」の実現を目指す国際博覧会です。

また、クラフトビレッジは、「自然とのつながりの中で育まれた智慧・技術と出会う」という考えのもと、自然との共生の中で生み出されてきた生活・生業の智慧を、これからのグリーン社会における大切な価値観として、再認識、再発見するエリアで、自然と共に育まれた日本の伝統的なものづくりが一堂に集まります。

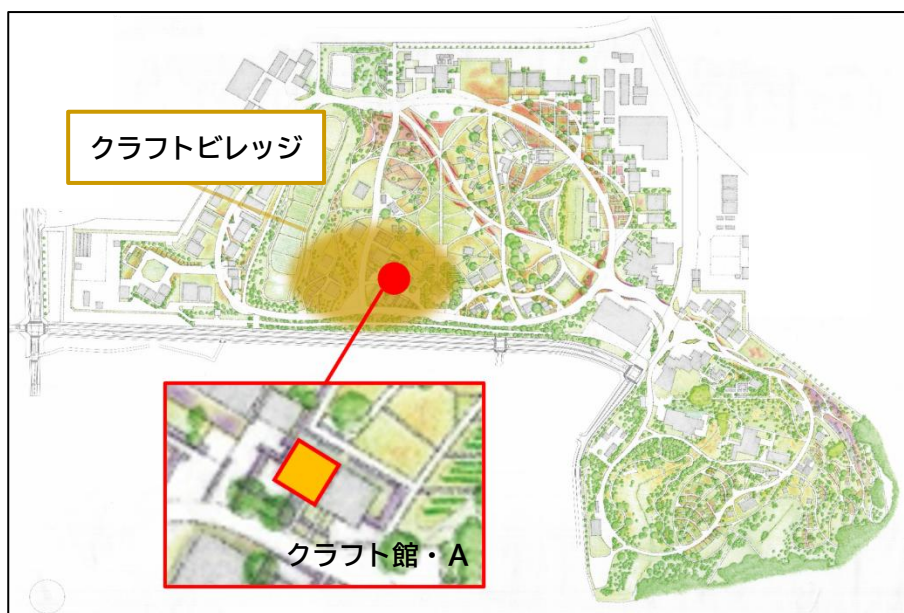
日本の暮らしには、自然との共生技術や地域の歴史文化、自然素材を活用した伝統的な技術等が、古くから受け継がれ根付いているほか、多様化・複雑化する社会課題等の解決に向けて、様々な技術等が新たに開発されているところです。

上記の主旨を踏まえ、日本の暮らしに関する技術等の継承や発展に取り組まれている、または、GREEN×EXPO 2027 をきっかけに取り組まれようとしている団体・企業等の皆さまから、多くのご応募をお待ちしております。

1. 2027年国際園芸博覧会の概要

名称	2027年国際園芸博覧会 (International Horticultural Expo 2027, Yokohama, Japan)
正式略称	GREEN×EXPO 2027
テーマ	幸せを創る明日の風景 (Scenery of the Future for Happiness)
開催期間	2027 年 3 月 19 日 (金) ～ 2027 年 9 月 26 日 (日)
開催場所	旧上瀬谷通信施設 (神奈川県横浜市)
開催者	公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会
参加者数	有料来場者数 1,000 万人以上

2. 施設等の概要



位置図

(1)クラフトビレッジについて

クラフトビレッジは、「自然とのつながりの中で育まれた智慧・技術と出会う」という考えのもと、自然との共生の中で生み出されてきた生活・生業の智慧を、これからのグリーン社会における大切な価値観として、再認識、再発見するエリアで、自然と共に育まれた日本の伝統的なものづくりが一堂に集まります。

(2)クラフト館・Aについて

クラフト館は、クラフトビレッジに位置する、ワークショップ等の体験施設です。本イベント出展の実施場所である「クラフト館・A」は、クラフト館の建物のうち西側部分で、イベント出展者用の厨房やイベントスペースを備え、「食」を中心に、日本の暮らしに関する多様な体験型イベントを実施します。

クラフト館・Aでは、イベントを実施していない期間・時間帯は、来場者用の休憩所として一部スペースを開放します。

各用途の規模等については、下表のとおりです。

エントランス・受付	約 34.0 m ²
来館者用作業スペース	約 95.2 m ²
イベント出展者用厨房	約 18.9 m ²
イベント出展者用バックヤード	約 19.5 m ²
イベント出展者待機場所・施設管理者用事務室	約 38.7 m ²



3. イベント出展の概要

(1) イベント出展の視点

本博覧会のテーマと目的を踏まえつつ、クラフトビレッジやクラフト館・Aのコンセプトを体現し、来場者や参加者が感動や気づき・学びを得られるようなイベントについて、日本の暮らしに関する技術等の継承や発展に取り組まれている、または、GREEN×EXPO 2027 をきっかけに取り組まれようとしている団体・企業等の皆さまから、広く募集します。

(2) イベントの形態

ワークショップやセミナーをはじめ、参加者の体験を伴うもので、気づき・学びの機会を創出する体験型イベントを基本とします。商業行為を主目的とすることはできませんが、体験型イベントに関連し、同時に実施することで体験型イベントの実施目的・効果を高めるものであれば、所定の条件のもと、商業行為もイベント内容に含むことが可能です。

イベントは、施設内でのみ実施可能で、施設外の空間を利用することはできません。また、施設内に車両を進入させることはできません。

原則、参加者は事前申込により募集するものとし、やむを得ず開催日当日に募集を行う場合には、行列の発生等、周辺環境に影響が生じないように、イベント出展者において必要な措置を講じてください。また、参加者をイベント出展者の関係者のみに限定することはできません。

(3) 募集テーマ

ア) 基本的方針

日本の暮らしに関するもので、特に「食」を中心として、古くから受け継がれ未来に残していくべき技術等や、開発段階にあって今後定着を図ろうとする技術等に関する体験型イベントを募集します。具体的には、以下の技術等を想定しています。

① 食に関するもの

- ・発酵食文化などの自然との共生技術に関するもの
- ・郷土・伝統食などの地域の歴史文化に関するもの
- ・プラントベース・アップサイクル食材・フードテックなどの食の多様性・持続可能性に関するもの

② 食以外の分野に関するもの

- ・自然素材を活用した日本の伝統的な建築・工芸・服飾文化等に関するもの

③ ①及び②以外で、持続可能性・環境負荷低減につながる衣食住文化に関するもの

イ) イベント編成の方向性（案）

食に関するイベントを中心とし、食以外の分野も取り入れながら、季節ごとの特色を踏まえたイベント編成を予定しています。募集開始時点において想定しているイベント編成の方向性は下表のとおりです。

重点テーマやその具体例は、イベントの企画検討にあたって参考としていただくため、一

例を示しているものであり、応募可能な内容を制限するものではありません。

また、今後の応募状況を踏まえ、実際のイベント編成は変更となる可能性があります。

時期	重点テーマ	具体例	考え方
開幕・春 (3～4月)	芽吹き・はじまり	発酵、春の食、新芽・若菜、祝い・節目	自然の目覚めと、文化の“はじまり”に出会う
	<食以外の分野> 彩・装い	植物繊維、組紐	
初夏 (5～6月)	育む・仕込む	茶、梅仕事、保存・発酵、水・自然素材	季節とともに暮らす知恵、手をかける文化に触れる
	<食以外の分野> 素材・手仕事	木工、竹細工、鍛金、木製食器	
盛夏 (7～8月)	涼・祭・つながり	夏の食、祭り・行事食、親子体験、涼を取る知恵	五感と交流を通じ、暮らしに根付く文化を楽しむ
	<食以外の分野> 風土・しつらえ	茅葺き、土壁・左官、建具、すだれ	
実り・終盤 (9月)	実る・受け継ぐ	収穫、実り、酪農・畜産、郷土食、保存・手仕事	地域で受け継がれる技・文化をひもとく
	<食以外の分野> 継承・創造	陶磁器、漆器、金継ぎ、伝統織物	

(4) 施設の利用条件

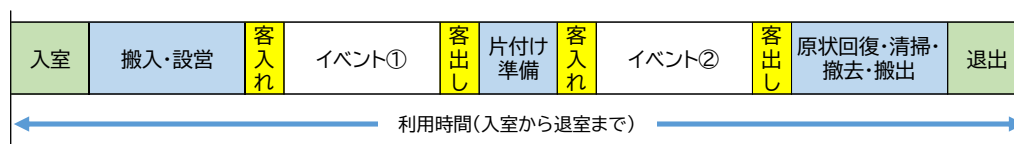
ア) 利用可能日数

最低2日から最大14日間（搬入搬出等の準備期間含む）です。

イ) 利用時間の考え方

利用時間は、関係者の入室から退室までの時間で、搬入・設営、イベント実施時間、原状回復・清掃・撤去・搬出など、施設を利用する全ての時間が対象となります。

利用時間の設定にあたっては、他の利用者の準備等に支障がないよう留意してください。



ウ) 利用可能時間

①基本利用時間

基本利用時間は、9時～21時です。

初日及び最終日については、基本利用時間内において、最低3時間単位（①9時～12時、②12時～15時、③15時～18時、④18時～21時）での利用も可能です。ただし、1日の中で、複数の時間帯を希望する場合は、必ず連続する時間帯で計画してください。

基本利用時間	: ①+②+③+④	○
連続した3つの時間帯	: ①+②+③、②+③+④	○
連続した2つの時間帯	: ①+②、②+③、③+④	○
連続しない2つの時間帯	: ①と③、①と④、②と④	×
連続した時間帯と連続しない時間帯が混在	: ①+②と④、①と③+④	×

②基本利用時間外

やむを得ない場合には、基本利用時間外（0時～9時、21時～24時。以下「時間外」という。）の利用も可能ですが、所定の追加料金が発生します。

エ) 2日の利用の場合の取扱い

2日の利用の場合、原則、基本利用時間（9時～21時）の全てを利用時間として設定してください。

才) 3 日以上にわたる利用の場合の取扱い

3日以上にわたる利用の場合、利用開始日の翌日から利用最終日の前日までの間は、基本利用時間（9時～21時）の全てを利用時間として設定してください。

(例) 3日間、イベントを下記の利用時間計画で利用の場合



オ) イベント実施可能時間

開園の1時間後から閉園1時間前までとします。

	開園時間	イベント実施可能時間
全期間	9時30分～21時30分	10時30分～20時30分の範囲で設定

カ) 車両の入場制限

周辺交通への影響等を考慮し、8時～12時は本博覧会会場内への車両の入場が制限される予定です。車両での搬入・来場が必要な場合は、事前申請の上、8時までの入場、または12時以降の入場とするよう、計画してください。

施設の利用時間によっては待機する必要がある場合があります。

イベント実施時間は、車両入場に係る状況も考慮の上、設定してください。

(5) 施設利用料金

施設の利用時間に応じて、下表のとおり利用料金が発生します。常設設備・備品の使用料は、下表の利用料金に含まれています。ただし、利用に伴って原状回復に費用が発生する場合、その追加費用は利用者が負担することとします。

時間外の利用については、下表に記載の時間外利用料金に加え、対応する施設管理スタッフの人件費が発生するほか、必要に応じて、宿泊・交通費が発生する場合があります。

なお、常設設備・備品や、時間外における施設管理スタッフの人件費等の詳細は、別途公開する「クラフト館・A利用ガイド」にて、随時更新予定です。

利用区分		料金(税込)
基本利用時間	9時～21時	30,000円
	3時間ごと	7,500円
時間外(0時～9時、21時～24時)	1時間ごと	3,200円

(6) 募集スケジュール

2026年10月19日(月)	募集開始
2026年11月27日(金)17時	募集〆切
募集〆切後～2026年12月下旬	審査期間
2027年1月中旬	順次内定通知
2027年1月下旬以降	本申込み、施設利用契約書締結、利用料金の入金

(7) 応募方法等

ア) 応募資格

原則、法人または団体を対象とします。個人が応募する場合は、法人または団体に所属する者を対象とし、当該法人または団体がイベントの企画・実施の責任を持つことを条件とします。

イ) 応募単位

最低2日から最大14日まで（搬入搬出含む）です。

ただし、初日及び最終日については、基本利用時間内において、最低3時間単位（①9時～12時、②12時～15時、③15時～18時、④18時～21時）での利用も可能です。

ウ) 利用希望時期等

開催希望月（上旬・中旬・下旬）について、第1希望から第3希望まで記載してください。それ以外に開催希望の時期があれば、その時期を記載いただくことも可能です。日単位や曜日単位の希望はできません。

搬入・設営や撤去・搬出を含む利用希望日数、初日利用開始時間と最終日利用終了時間、イベント実施時間を記載してください。なお、応募状況等を踏まえ、利用時期・日数等を調整する場合があります。

エ) 応募方法

①募集期間 2026年10月19日（月）～2026年11月27日（金）17時まで

②応募書類の取得方法

協会ホームページ (<https://expo2027yokohama.or.jp/sponsorship/craft-events/>) からダウンロードしてください。

③応募書類

- ・様式1-1 施設利用申込書
- ・様式1-2 企画提案書
- ・様式2-1 誓約書（横浜市暴力団排除条例関係）
- ・様式2-2 役員等氏名一覧表
- ・様式3-1 誓約書（持続可能性の確保に向けた取り組み状況について）
- ・様式3-2 持続可能性の確保に向けた取組状況について（チェックシート）

④提出方法

応募書類一式を下記の問合せ・提出先へ電子メールにて提出してください。

問合せ・提出先：craft-events-yhm@event-expo2027yokohama.jp

電子メールの件名は「【送付】クラフト館・Aのイベントにかかる提出書類について（企業・団体名）」としてください。

⑤複数企画の応募

複数のイベント企画を応募することは可能です。ただし、イベント企画ごとに、全ての応募書類の提出が必要です。

⑥企画内容の変更・取下げ

イベント企画内容の変更は、募集期間内であれば可能です。なお、内定後の変更については協議が必要となります。企画内容の変更や応募の取り下げを希望する場合は、問合せ・提出先まで電子メールにてご連絡ください。

(8) 応募時の留意点

ア) 応募書類の作成にあたっては、応募時点で想定している内容をもとに、全ての項目を記載してください。

イ) イベントの応募自体に費用は発生しません。ただし、提出書類の作成や提出に要する費用は応募者の負担とします。また、施設利用料金や、イベントの企画・制作・運営に要する費用は応募者の負担となります。

ウ) 応募者は、イベント参加に際して、日本の法律、神奈川県および横浜市の条例並びに関係法規を遵守しなければなりません。

エ) 応募されたイベントに関して、そのイベント出展者が、企画・管理・運営等、開催に関わる一切の業務を担います。また、イベント実施に伴う関係機関等への届出・許可申請手続きや警備、来場者の整理・誘導等はイベント出展者の負担において行ってください。

なお、飲食物の取扱いについては、横浜市福祉医療局食品衛生課への事前相談が必要となります。相談結果によっては、実施内容や提供方法等の変更が必要となる場合があります。

オ) 本博覧会では、テーマ「幸せを創る明日の風景」等を踏まえ、生物多様性や気候変動対策等の取組を発信し、サステナブルな社会の実現に貢献することを目指しています。具体的には、GX（グリーントランスフォーメーション）の実現に向け、再生可能エネルギー100%の電気の調達や省エネの推進、カーボンオフセット等の取組により、本博覧会の脱炭素化を推進します。また、既存の自然環境や生物多様性を保全・活用し、グリーンインフラを基軸とした会場計画を推進するとともに、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向け、本博覧会を通じて取組を発信します。

本博覧会の理念を踏まえ、持続可能性の確保に向けた取組みをお願いします。

また、本博覧会のサステナビリティ戦略等を尊重し、持続可能性に配慮した調達コードの等を遵守する必要があります。協会ホームページで公開している持続可能性に関する特記事項をご確認いただき、持続可能性に関する誓約書（様式3-1）と持続可能性の確保に向けた取組状況について（チェックシート）（様式3-2）をご提出いただきます。

・「サステナビリティに関する取組み」をご確認ください。

<https://expo2027yokohama.or.jp/about/sustainability/>

・「持続可能性に配慮した調達コード」をご確認ください。

https://expo2027yokohama.or.jp/assets/docs/sustainability/02_sus_code_2026_0430_1.pdf

・廃棄の最小化や容器・包装等については、「資源循環の考え方」を遵守してください。

https://expo2027yokohama.or.jp/assets-wp/uploads/2025/03/31_Resource_Circulation_Policy_20250317.pdf

カ) イベントは、協会ホームページにて公開している下記の内容に配慮し、企画・実施していただきます。

- ・プライバシーポリシー

<https://expo2027yokohama.or.jp/privacy/>

- ・アクセシビリティに関する取組み

<https://expo2027yokohama.or.jp/about/accessibility/>

キ) 商業行為等について

万国博覧会（万博）では、「過度な商業主義の防止」が提唱されています。その観点から、イベントにおける商業行為に関しては、下記の通りといたします。

- ・来場者からイベントごとの入場料の徴収はできません。
- ・商業行為を主目的とするイベントの開催はできません。

ただし、体験型イベントに関連し、同時に実施することで体験型イベントの実施目的・効果を高めるものであれば、下記の条件のもと、実施することが可能です。

- 面積制限：施設内の所定の範囲・場所（約10㎡）で行うこと
- ロイヤリティ：売上に対する10%を協会に納付すること
- 決済手段：協会の用意する決済端末をご利用いただく予定です。決済手数料については後日お知らせいたします。（現金による売買は不可）
- 実施時期：決裁手段の手続きの関係上、状況によっては3月・4月の商業行為等の実施が出来ない可能性があります。

（参考）イベントにおける商業行為等の可否

種別	物品販売	飲食販売	試飲・試食	サンプリング	参加料徴収	アンケート	募金
可否	原則可	原則可	原則可	原則不可	不可	原則可	原則不可

※各商業行為等の詳細は、別途公開する「クラフト館・A利用ガイド」をご確認ください。

ク) 禁止行為

- ・実施内容について、公序良俗に反する内容、法律・条約等に違反する内容
- ・警備上問題があると思われる内容
- ・特定の国、団体、企業に対しての誹謗や中傷
- ・来場者や施設などに危険が及ぶと思われる内容
- ・応募企画から極端に逸脱する内容
- ・上記に掲げるもののほか、管理運営上支障があると認められる内容

ケ) 暴力団排除の推進

暴力団、暴力団員（又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団をはじめ、テロ

リズムその他の犯罪行為を行うおそれがある団体の構成員又はテロリスト等（疑いがある場合を含みます。）その他これらに準ずる者の応募。グループでの応募の場合、この条件はすべてのメンバーに適用されます。審査の過程で、反社会的勢力等からの応募であると判明した場合には、応募を無効とします。

コ) キャンセルポリシー

本博覧会自体が開催不可となる事由が発生した場合又は、施設の利用が困難となる事態が発生した場合、イベントは中止となります。中止した結果、応募者側に発生した損害に対して、協会は責任を負いません。また、「ク」に掲げる禁止行為のいずれか一つでも該当する場合または協会が指定する期日までに施設利用料金の入金を確認できない場合、イベント実施決定後でも、協会はその決定の取り消し、又は実施内容の制限、若しくは停止をすることがあります。応募者の都合によりイベント実施を取りやめる場合は速やかにその旨を連絡のうえ、書面にてその旨をお申し出ください。申し出時期により、キャンセル料金が発生する場合がございます。

(9) 採択について

ア) 審査方法・選考基準

協会は以下の選考基準に基づき、有識者等で構成される選考会により応募書類の選考を行います。

▼選考基準

- ①テーマとの親和性
- ②歴史・文化的価値
- ③先進性・新技術
- ④集客性・話題性
- ⑤エンターテインメント性
- ⑥関係者の多様性
- ⑦実行力・実現性

イ) 選考対象からの除外

次のいずれかに該当または該当するおそれがあると判断した場合は、その時点で選考対象から除外とします。

- ・応募書類に虚偽の記載があった場合
- ・その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為をおこなった場合
- ・実施内容について、公序良俗に反する内容、法律・条約等に違反する内容
- ・警備上問題があると思われる内容
- ・特定の国、団体、企業に対しての誹謗や中傷
- ・特定の宗教に偏向した、または公平性を欠く内容
- ・来場者や施設などに危険が及ぶと思われる内容

- ・応募企画から極端に逸脱する内容
- ・上記に掲げるもののほか、管理運営上支障があると認められる内容

ウ) 選考結果の通知

選考結果は採択・不採択に関わらず、電子メールにより応募者に対して個別に通知します。

採択となった者には、内定通知書(契約書)を交付し、施設利用に関する契約書を締結します。契約締結後、協会の指定する期日までに施設利用料金を入金いただきます。なお、指定の期日までの入金が確認できない場合は、施設利用に関する内定は無効となります。

エ) その他

選考結果についてのお問合せ、選考に対する異議申し立てには応じません。

(10) 特記事項

本募集要項に記載のすべての内容は2026年10月19日時点での計画内容となります。今後の状況により変更・修正することがあります。施設の利用に関する詳細は、別途公開する「クラフト館・A利用ガイド」にて随時更新します。

◇問合せ・提出先

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 みどりの価値企画部 みどりの価値企画課
GREEN×EXPO 2027 クラフト館・A管理運営室

住 所：〒231-0013 横浜市中区住吉町 1-13 松村ビル本館

メール： craft-events-yhm@event-expo2027yokohama.jp

電子メールの件名は「【送付】クラフト館・Aのイベントにかかる提出書類について（企業・団体名）」としてください。

◇問い合わせ方法

上記と同じメールアドレスにて、件名を「【問い合わせ】クラフト館・Aのイベントについて（企業・団体名）」として送付してください。